

川にゴミを捨てないで！

～橋の上から河川敷へゴミの投棄が目立っています～



不法投棄は犯罪です！
～河川法等の法令にも罰則規定が定められています～

【罰則規定】

◎河川法（政令）違反

河川区域内に土石・ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てる事等の場合

→ “3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金”

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物を捨てた場合

→ “5年以下の懲役または
1,000万円以下の罰金”

一般廃棄物を捨てた場合

→ “3年以下の懲役または
300万円以下の罰金”